

南相馬市における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年8月3日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、6月27日のモニタリング結果を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、7月21日に、南相馬市の57地点（59世帯）に対し「特定避難勧奨地点」を設定しました。

今回、7月13、18及び21日のモニタリング結果等を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、福島県及び南相馬市との協議の上、本日、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、福島県及び南相馬市に通知いたしました。なお、今回の特定地点には、7月21日の設定時に家族構成の確認ができていなかった住居が含まれています。

今後、南相馬市は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

南相馬市鹿島区 ^{じさばら} 禧原の一部	1地点（2世帯）
南相馬市原町区 ^{おおが} 大谷の一部	3地点（3世帯）
南相馬市原町区 ^{おおはら} 大原の一部	18地点（19世帯）
南相馬市原町区 ^{たかのくら} 高倉の一部	9地点（11世帯）
南相馬市原町区 ^{おしがま} 押釜の一部	3地点（3世帯）
南相馬市原町区 ^{かたくら} 片倉の一部	2地点（2世帯）
南相馬市原町区 ^{ばば} 馬場の一部	29地点（32世帯）
合計	65地点（72世帯）

以上